

議員の選挙及び選任に関する規約

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規約は、本商工会議所定款（以下「定義」という。）第 35 条第 3 項に基づき、議員の選挙及び選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(告 示)

第 2 条 議員の選挙および選挙に関する告示は、本商工会議所の掲示場に掲示する。

第2章 選挙委員会

(選挙委員会)

第 3 条 選挙委員会は、議員の選挙及び選任に関する事務を行う。

2. 選挙委員会は、選挙長及び委員若干人をもって組織する。
3. 選挙長は、本商工会議所専務理事をもってこれにあてる。
4. 選挙長に事故があるときは、選挙長が指名した委員がこれを代行する。
5. 委員は、学識経験者のうちから会頭が委嘱する。
6. 選挙委員会の会議は、選挙長が招集し、その議長となる。
7. 選挙委員会の会議は、選挙長のほか委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 1号議員の選挙

第1節 1号議員の定数、選挙権及び被選挙権

(1号議員の定数)

第 4 条 1号議員は、定款第 35 条第 2 項第 1 号の規定により、会員及び特定商工業者が投票によって会員のうちから選挙したもので、その定数は 50 人とする。

(選挙権)

第 5 条 会員は、定款第 13 条第 1 項の規定により、会費 10 口までは 1 口につき 1 個、11 口以上は 5 口を増すごとに 1 個を加えた個数の 1 号議員の選挙権を有する。ただし、1 会員の有する選挙権の個数は 50 個を超えることができない。

2. 選挙人名簿縦覧期間最終日までに負担金を完納しないものは、これを有しない。

第 6 条 会員以外の特定商工業者は、定款第 2 4 条第 1 項の規定により、1 号議員の選挙権 1 個を有する。ただし選挙人名簿縦覧期間最終日までに負担金を完納しないものは、これを有しない。

(被選挙権)

第 7 条 会員は、定款第 1 4 条第 1 項の規定により、1 号議員の被選挙権を有する。

ただし、選挙人名簿縦覧期間最終日までに会費を完納しないものは、これを有しない。

第 2 節 選 挙 の 施 行

(通常選挙)

第 8 条 通常選挙は、議員の任期満了の日の前 3 0 日以内に行う。

2. 通常選挙の期日、場所、投票の時間及び選挙する 1 号議員の数は、選挙の期日の 2 0 日前までに告示する。

3. 天災地変その他の事由により選挙を行うことができないときは、選挙の期日を変更の上、直ちに前項の規定により告示する。

(補欠選挙)

第 9 条 1 号議員の定数の 5 分の 1 以上が欠員になったときは、補欠選挙を行う。

2. 補欠選挙の期日、場所、投票の時間及び選挙する 1 号議員の数は、選挙の期日の 3 0 日前までに告示する。

3. 前条第 3 項の規定は、補欠選挙について準用する。

(選挙立会人)

第 1 0 条 選挙長は、選挙人名簿に登録された者のうちから、選挙立会人若干人を委嘱する。

第 3 節 選 挙 人 名 簿

(選挙人名簿の調製)

第 1 1 条 本商工会議所は、選挙を行う年の 4 月 1 日現在の会員及び会員以外の特定商工業者をもって、選挙人名簿を調製する。

2. 選挙人名簿に登録する会員の 1 号議員の選挙権数の範囲は、前項の期日現在の会費口数による。

(選挙人名簿の記載事項)

第12条 選挙人名簿には、選挙人の氏名又は名称、住所又は所在地、1号議員の選挙権の個数及び会費の完納、未完納の別を記載する。ただし、会員以外の特定商工業者の選挙人名簿には、選挙権の個数を記載しない。

(選挙人名簿の縦覧)

第13条 選挙人名簿は、5日以内の日を定めて、本商工会議所において関係者の縦覧に供する。

2. 前項の期間は、その開始の日より3日前までに告示する。

(異議の申し出)

第14条 選挙人名簿に関して異議があるときは、縦覧期間内に、その旨を文書をもって申し出ることができる。

2. 異議の申し出があったときは、選挙長は、直ちに選挙委員会を開き、審議決定し、これを異議申出人又は関係人に通知する。

(選挙人名簿の確定)

第15条 選挙人名簿は、第13条第1項の縦覧期間満了後5日を経て確定する。

第4節 投 票

(選挙の方法)

第16条 選挙は、投票により行う。

(選挙人)

第17条 投票は、選挙人名簿の確定日現在において、それに登録された会員及び会員以外の特定商工業者（以下「選挙人」という。）をもって行う。

2. 選挙人名簿に登録されていない者は、投票することができない。

3. 選挙人は、選挙の当日、投票場において選挙人名簿の対照を経て、投票しなければならない。

(投票用紙の交付)

第18条 投票用紙は、選挙の当日、投票場において選挙人に交付する。

2. 投票用紙の様式は、別に定める。

(投票の記載事項及び投函)

第19条 選挙人は、投票場において投票用紙に1号議員の候補者1人の氏名又は名称を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

(代理投票)

- 第20条** 選挙人は、やむを得ない事由があるときは、選挙の権利を行使する者を定め、代理投票させることができる。
2. 前項の代理人は、その資格を証する書面を選挙長に提出しなければならない。
 3. 前項の資格を証する書面の様式は、別に定める。

(投票場の秩序維持)

- 第21条** 選挙人、その代理人、投票場の事務に従事するもの、投票場を監視する職権を有するもの及び選挙長が投票場に入ることを許可したものでなければ、投票場に入ることができない。
2. 選挙長は、投票場の秩序維持のために必要な措置をとることができる。

第5節 開 票

(開 票)

- 第22条** 開票は、投票の当日又はその翌日に本商工会議所において行う。
2. 天災地変その他の事由により、開票ができないときは、選挙長は、開票の日時、開票場等を変更の上、直ちにその旨を告示する。
- 第23条** 選挙長は、選挙立会人の立会の上、投票箱を開き、投票総数と行使した選挙権の個数を計算し、投票を点検する。

(投票の効力)

- 第24条** 投票の効力は、選挙立会人の意見を聞き、選挙長が決定する。

(投票の無効)

- 第25条** 次の投票は、これを無効とする。
- (1) 正規の投票用紙を用いないもの。
 - (2) 1号議員の候補者でない者の氏名又は名称を記載したもの。
 - (3) 1投票中に2人以上の1号議員の候補者の氏名又は名称を記載したもの。
 - (4) 1号議員候補者の氏名又は名称のほか、他事を記載したもの。ただし、1号議員候補者の職業、身分、住所の類を記入したものは、この限りでない。
 - (5) 1号議員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。
 - (6) 1号議員候補者の氏名又は名称を自書しないもの。

(同一の氏名等の候補者に対する投票の効力)

- 第26条** 同一の氏名、氏又は名の1号議員の候補者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前条第5号の規定にかかわらず、有効とする。

2. 前項の有効投票は、当該候補者のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれにこれを加えるものとする。この場合において、1票未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(開票の参観)

第27条 選挙人又はその代理人は、開票場における開票の参観を求めることができる。

(準用規定)

第28条 第21条の規定は、開票場の取締りについて準用する。

第6節 議員候補者及び当選人

(立候補者の届け出等)

第29条 1号議員の候補者になろうとする者は、選挙の期日の告示があった日から選挙の期日の10日前（午後4時）までに、文書でその旨を選挙長に届け出なければならない。

2. 選挙人名簿に登録された者が、他人を1号議員の候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期限内に、文書でその推薦の届け出をすることができる。
3. 1号議員の候補者が立候補を辞退しようとするときは、選挙の期日の5日前（午後4時）までに、文書でその旨を選挙長に届け出なければならない。
4. 第1項、第2項及び前項の届け出があったとき、又は1号議員の候補者が次に掲げる事由によって議員となることができなくなったとき、選挙長は、直ちにその旨を告示しなければならない。
 - (1) 会員たる資格の喪失
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 除名
 - (4) 会員権の停止
5. 第1項から第3項までの届け出に要する文書の様式は、別に定める。

(選挙費用の分担)

第30条 本商工会議所は、1号議員候補者の届け出又は推薦届け出をしようとする者に対し、その届け出のとき、選挙費用の一部として、議員候補者1人につき、別に定める金額を分担させることができる。

2. 前項により収受した選挙費用の分担金は、いかなる場合においても返戻しない。

(当選人)

第31条 有効投票の多数を得た者から順次当選人とする。ただし、選挙する1号議員の定数をもって、有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の投票がなければならぬ。

2. 当選人を定めるに当り、投票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。
3. 当選人が当選を辞退したとき、又は第29条第4項の各号に掲げる事由によって議員となることができなくなったときは、直ちに選挙委員会を開き、第1項ただし書の規定による投票者で、当選人とならなかった者の中から得票の順位により、当選人を定める。

(無投票当選)

第32条 第29条第1項及び第2項の規定による届け出のあった1号議員の候補者がその選挙における1号議員の定数を超えないとき、もしくは超えなくなったときは、投票を行わない。

2. 前項の規定により、投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を告示し、選挙委員会を開き、1号議員候補者をもって当選人と定める。

(当選人決定の通知)

第33条 当選人が定まったときは、選挙長は、直ちに当選人に当選の旨を通知する。

(議員の職務を行う者の届け出)

第34条 当選人が法人その他の団体である場合は、前条の当選の通知を受けた日から5日以内に1号議員の職務を行う者1人を定め、その氏名及び法人その他の団体における職名を届け出なければならない。ただし、1号議員の職務を行う者は、定款第33条第9項各号の一に該当する者であってはならない。

(当選の辞退)

第35条 当選人は、当選の通知を受けた日から3日以内に、文書により当選を辞退することができる。

2. 前項の文書の様式は、別に定める。

(当選人確定の場合の告示)

第36条 当選人が確定したときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名又は当選人が法人その他の団体である場合は、その所在地、名称及び第34条の規定により届け出のあった者の職名、氏名を告示する。

(異議の申し出)

第37条 1号議員の選挙の効力に関し異議のある選挙人は、投票のあった日から3日以内に選挙長に文書でその旨を申し出ることができる。

2. 前項の異議の申し出があったときは、選挙長は選挙委員会において、異議の申し出を受けた日から30日以内にその措置を決定し、異議申出人に通知しなければならない。

(選挙録の作成及び保存)

第38条 選挙長は、選挙に関する選挙録を作成し、選挙委員会の経過を記載の上、選挙委員とともに署名する。

2. 選挙録は、選挙人名簿及びその他関係書類とともに、議員の任期の間、本商工会議所において保存しなければならない。

(再選挙)

第39条 実施した選挙が次の各号の一に該当するときは、選挙の期日から30日以内に再選挙を行う。ただし、当選人が1号議員の定数の5分の4を超えるときは、再選挙を行わない。

- (1) 当選人がないとき、又は当選人が1号議員の定数に達しないとき。
 - (2) 当選人が当選を辞退したとき、又は第31条第3項の規定により当選を失ったとき。
 - (3) 第40条の規定により当選が無効となったとき。
2. 第8条第2項の規定は、再選挙について準用する。

(当選の無効)

第40条 当選人がその選挙に関して、この規約に違反したとき、又は不正の行為があったときは、選挙委員会の議を経て、その当選を無効とする。

第4章 2号議員の選任

(2号議員の定数)

第41条 2号議員は、定款第35条第2項第2号の規定により、部会が部会員のうちから選任したもので、その定数は35人とする。

(選任に係る部会員の確定)

第42条 2号議員の選任は、議員の任期満了年度の4月1日現在における部会員をもって行う。

2. 2以上の部会に所属している会員は、定款第47条第4項の規定により、2号議員の選任に関し、いずれかの1部会を定め、あらかじめその旨を文書で届け出なければならない。

3. 前項の文書の様式は、別に定める。

(部会の2号議員割当て)

第43条 各部会の2号議員割当て定数は、その部会員数及びその部会員が負担する会費口数を勘案して、常議員会の議決を経て定める。

(選挙長への通知)

第44条 会頭は、前条の規定によって決定した各部会の2号議員割当て定数を、文書をもって選挙長に通知しなければならない。

(部会長への通知)

第45条 選挙長は、割り当てられた数の2号議員を、一定期限内に部会の会議で選任すべきことを、文書をもって部会長に通知しなければならない。

(選任権)

第46条 2号議員の選任権は、1部会員1個とする。

2. 第5条第2項の規定は、2号議員の選任権について準用する。

(被選任権)

第47条 第7条ただし書きの規定は、2号議員の被選任権について準用する。

(2号議員の選任)

第48条 第45条の通知を受けた部会長は、部会の会議を招集し、その期限内に、割り当てられた数の2号議員を選任しなければならない。

2. 前項により2号議員を選任したときは、部会長は、直ちに被選任者の承諾書を添えて、文書をもって選挙長にその旨を通知する。

(2号議員の選任の確定)

第49条 2号議員の選任は、被選任者の文書による承諾をもって確定する。

2. 2号議員が確定したときは、選挙長は、直ちに2号議員の住所、氏名又は被選任者が法人その他の団体である場合は、その所在地、名称及び定款第35条第4項の規定により届け出のあった者の職名、氏名を告示する。

(補欠選任)

第50条 2号議員に欠員を生じたときは、補欠選任を行う。

2. 補欠選任については、第48条及び第49条の規定を準用する。

(選任費用の分担)

第51条 第30条の規定は、2号議員の被選任者について準用する。

(選任議事録の作成及び保存)

第52条 部会長は、2号議員選任に関する議事録を作成し、選挙長に提出しなければならない。

2. 前項の書類は、議員の任期の間、本商工会議所において保存しなければならない。

第5章 3号議員の選任

(3号議員の定数)

第53条 3号議員は、定数第35条第2項第3号の規定により、会頭が常議員会の同意を得て会員のうちから選任したもので、その定数は15人とする。

(3号議員の選任)

第54条 3号議員の選任は、議員の任期満了年度の4月1日現在における会員で、選挙人名簿縦覧期間最終日までに会費を完納したもののうちから、会頭が常議員会の同意を得て行う。

2. 前項により3号議員を選任したときは、会頭は、直ちに被選任者の承諾者を添えて、文書をもって選挙長にその旨を通知する。

(3号議員選任の確定)

第55条 3号議員の選任は、被選任者の文書による承諾をもって確定する。

2. 3号議員が確定したときは、選挙長は、直ちに3号議員の住所、氏名又は被選任者が法人その他の団体である場合は、その所在地、名称及び定款第35条第4項の規定により届け出のあった者の職名、氏名を告示する。

(補欠選任)

第56条 3号議員に欠員が生じたときは、補欠選任を行う。

2. 補欠選任については、第54条及び第55条の規定を準用する。

(選任費用の分担)

第57条 第30条の規定は、3号議員の被選任者について準用する。

(選任議事録の作成及び保存)

第58条 会頭は、3号議員選任に関する議事録を作成しなければならない。

2. 前項の書類は、議員の任期の間、本商工会議所において保存しなければならない。

第6章 雑 則

(補 則)

第59条 この規約に定めのないもので、必要な事項については、選挙委員会が別に定める。

附 則

この規約は、昭和58年5月10日から施行する。

附 則 (昭和63年7月29日改正)

附 則 (平成4年4月21日改正)

附 則 (平成8年6月21日改正)

この改正規約は、平成8年6月21日から施行する。